

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務取扱要領

(目的)

第1 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第30条の規定に定める教育委員会が処理すべき事務に関し、必要なことを定める。

(共済掛金の額)

第2 教育委員会が、保護者から徴収する共済掛金（以下「共済掛金」という。）の額は、次のとおりとする。ただし、県立中学校の生活保護法による被保護世帯に属する生徒の保護者からは、経済的負担を軽減するためこれを徴しない。

県立中学校 一般・準要保護	年額 一人当たり	460円
県立中学校 要保護	年額 一人当たり	20円
県立高等学校全日制	年額 一人当たり	1,720円
県立高等学校定時制	年額 一人当たり	760円
県立高等学校通信制	年額 一人当たり	215円
県立特別支援学校 幼稚部	年額 一人当たり	210円
県立特別支援学校 小・中学部 一般・準要保護	年額 一人当たり	460円
県立特別支援学校 小・中学部 要保護	年額 一人当たり	20円
県立特別支援学校 高等部	年額 一人当たり	1,720円

2 県立特別支援学校の児童生徒等の保護者については、教育の機会均等に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、経済的負担を軽減するため共済掛金を徴しない。

(共済掛金の免除)

第3 生活保護法による被保護世帯に属する者（県立中学校の生活保護法による被保護世帯に属する者は除く。）及び児童福祉法に規定する児童養護施設入所者の共済掛金は、経済的理由によりこれを免除することができる。

2 県立中学校においては、上記に加え準要保護生徒についても、経済的理由により共済掛金を免除することができる。

(徴収の時期)

第4 共済掛金の徴収は、各年度の6月30日までとする。

(給付金の種類)

第5 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）から給付される給付金は、医療費、障害見舞金、死亡見舞金等とする。

(給付金の請求)

第6 各県立高等学校長は、医療費については毎月、その他については給付要件の発生の都度、教育委員会に「災害報告書」等関係書類を送付し、教育委員会は、センターに「医療費支払請求書」等関係書類を提出する。

(給付金の受入)

第7 教育委員会は、センターから給付金決定通知書を受理したときは、収入調定をし、センターからは給付金の振込を受ける。

(給付金の支払)

第8 教育委員会は、該当校に給付金支払通知書を送付し、併せて給付金の予算令達を行う。

2 各学校長は、給付金を該当保護者等に支払うものとする。
支払は、原則として口座振替とし、事前に口座振替依頼書を徴しておく。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月26日から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。